

平成30年度 甌アイランドウォッチング事業補助金

評価表 NO.

59

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課			担当者	坂本 敬			
事務事業名	甌アイランドウォッチング事業							
根拠法令	甌アイランドウォッチング事業補助金交付要領							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
平成30年度 予算額	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容	
	3, 816 千円		千円 3, 816 千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	甌アイランドウォッチング事業への参加児童数			全 4 年（一部 3 年生）児童参加		平成35年度		
成果指標②	甌アイランドウォッチング事業に参加した児童へのアンケート調査結果 「また行きたい」			100%		平成35年度		
補助対象者	本土区域の 4 年生（一部 3 年生）の保護者							
補助対象経費	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甌島への渡航代金							
補助対象事業・活動の内容	甌アイランドウォッチング事業							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ		□運営補助と事業補助の両方		□その他		
補助金額又は補助率	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甌島への渡航代金から児童一人当たり 1, 7 0 0 円（平成 2 7 年度実施分までは 1, 5 0 0 円）を減じた額とし、予算で定める範囲内							
上記項目の積算方法	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甌島への渡航代金から児童一人当たり 1, 7 0 0 円（平成 2 7 年度までは 1, 5 0 0 円）を減じた額							
補助を受ける事業（団体）等の経過を去ける年の決算状況等	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	自己資金	1, 644, 222	34. 1 %	1, 890, 195	37. 8 %	1, 819, 546	38. 1 %	
		会費収入	1, 644, 222	34. 1 %	1, 890, 195	37. 8 %	1, 819, 546	38. 1 %
		事業収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		寄付金・その他助成		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		収入	3, 183, 204	65. 9 %	3, 108, 385	62. 2 %	2, 954, 881	61. 9 %
			0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	（前年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	計	4, 827, 426	100. 0 %	4, 998, 530	100. 0 %	4, 774, 427	100. 0 %	
	事業費	4, 827, 426	100. 0 %	4, 998, 580	100. 0 %	4, 774, 427	100. 0 %	
	人件費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	その他事務費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
			0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
			0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	（翌年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %	
	計	4, 827, 426	100. 0 %	4, 998, 580	100. 0 %	4, 774, 427	100. 0 %	
	支出計/前年度支出計			103. 5%		95. 5%		
自己資金/前年度自己資金			115. 0%		96. 3%			
翌年度繰越金/市補助金	0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %			
交付件数	19		24		19			
成果指標の推移①	792名		851名		822名			
成果指標の推移②	96. 8 %		97. 2 %		96. 7 %			
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 7 年度「現状のまま継続」 ・行き先が一部の地域に偏らないよう、蘭牟田瀬戸架橋の完成後は、甌島全域での体験が出来るよう検討されたい。 ・アンケート内容を充実させるなど、補助金の効果に繋がる改善を検討されたい。							
	【前回評価への回答】 ・前回評価で行き先を里・上甌地域だけに偏らないようにとの意見をいただいたが、高速船で本土と行き来する都合上、下甌地域は里・上甌地域に比べて行動可能時間が 1 時間 3 0 分も短くなってしまったため、直近 3 年間でも里・上甌地域を訪れることが多くなっている。							
	【事業のPR方法】 ・年度末に各小学校へ次年度の甌アイランドウォッチングの案内を行っている。							
	【費用対効果】 費用対効果を計れない							
	【補助事業以外の事業】 特になし							
	【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市小学生のふるさと薩摩川内市に対する理解と全体像の体感をねらいとしているものであり、甑島を含めた薩摩川内市の一体感の醸成に寄与しているものと考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	社会科における薩摩川内市を理解する体験的な活動であり、必要性は高い。 保護者の負担軽減を図り、すべての児童に甑島を訪問させることは、児童（市民）に甑島の価値ある自然や伝統文化に対する理解を深め、本市の一体感に大きく役立っていると考ええる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	訪れたほぼすべての児童が「また訪れたい」と回答しており、今後の甑島の振興にも大きく寄与するものと考ええる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業が学校単位で行われており、訪れる島（上島・下島）や活動計画も学校ごとに異なるため、各学校にある団体に補助した方が妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本土及び離島における公共交通機関の利用料金（バスの借上げ料と甑島への渡航料金）から児童一人当たり1700円を減じた額であり、補助額も妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	遠足相当分の自己（保護者）負担をしており、当該団体が全て自己資金で実施することは、資金面から保護者負担が増えることになり困難である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該団体は、各学校ごとに設置されており、あらゆる面で学校を支援していることから公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	薩摩川内市民としての一体感を醸成するという目標に照らして、当該補助金の交付が最も妥当な政策手段であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領により経費が明確に規定されており、目的に照らして公費を充てることは妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 ふるさと薩摩川内を知り、体験する有意義な活動である。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		

甌アイランドウォッチング事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる甌アイランドウォッチング事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌アイランドウォッチング事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付を申請した、川内地域、樋脇地域、入来地域、東郷地域及び祁答院地域（以下「本土区域」という。）の小学校が単独又は合同で計画する、一日遠足等の機会を活用して甌島区域を訪問し、学術的にも価値のある豊かで美しい自然や、伝統文化にふれる活動等を行うことにより、ふるさと薩摩川内を深く理解する学習の充実と、児童の健全な育成を図るものであること。
- (2) 本土区域の小学校の甌島区域への一日遠足等による訪問計画（以下「甌アイランドウォッチング事業」という。）の達成に資することが明白であること。
- (3) 甌アイランドウォッチング事業の対象が、小学校第4学年の児童であること。ただし、複式学級の場合には、第3学年の児童についても対象とする。

(補助金の額)

第3条 甌アイランドウォッチング事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額から、保護者負担額（児童1人当たり1,700円）を差し引いた額とする。

(補助対象経費)

第4条 甌アイランドウォッチング事業補助金は、次の各号に掲げる項目であって、甌アイランドウォッチング事業の実施に要する経費について交付する。

- (1) 各小学校と串木野新港又は川内港間の往復に要する経費（バス借上料）
- (2) 串木野新港又は川内港と甌島区域の港間の往復の交通費（船舶運賃）
- (3) 甌島区域内における移動のための経費（バス借上料）

2 甌アイランドウォッチング事業を宿泊が伴う計画とした場合には、宿泊により生じる一切の経費については補助の対象としない。ただし、日帰りで計画していた事業が、天候の急変又は船舶の予測し得ない故障等により、やむを得ず宿泊を伴うことになったと教育委員会が認める場合には、参加した児童に係る宿泊経費相当額を補助対象経費とすることができるものとする。

(交付の申請)

第5条 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年12月28日とする。

(交付の基準)

第6条 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に甌アイランドウォッチング事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甌アイランドウォッチング事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 甌アイランドウォッチング事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 甌アイランドウォッチング事業への参加児童数
- (2) 甌アイランドウォッチング事業に参加した児童へのアンケート調査結果

(補助事業者等の責務)

第9条 甌アイランドウォッチング事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度 甌アライランドウォッチング事業補助金

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	川内小学校・平佐東小学校保護者会	158,268	102,732		261,000	261,000			261,000	甌島への渡航補助
3	隈之城小学校保護者会	447,949	257,391		705,340	705,340			705,340	甌島への渡航補助
4	平佐西小学校保護者会	428,604	268,816		697,420	697,420			697,420	甌島への渡航補助
5	市比野小学校保護者会	119,094	64,500		183,594	183,594			183,594	甌島への渡航補助
6	樋脇小学校保護者会	131,814	70,402		202,216	202,216			202,216	甌島への渡航補助
7	永利小学校保護者会	350,150	195,490		545,640	545,640			545,640	甌島への渡航補助
8	黒木小学校保護者会	32,157	22,247		54,404	54,404			54,404	甌島への渡航補助
9	蘭牟田小学校保護者会	17,865	22,392		40,257	40,257			40,257	甌島への渡航補助
10	上手小学校保護者会	17,865	22,392		40,257	40,257			40,257	甌島への渡航補助
11	大妻小学校保護者会	46,475	35,994		82,469	82,469			82,469	甌島への渡航補助
12	東郷小学校保護者会	189,287	112,333		301,620	301,620			301,620	甌島への渡航補助
13	城上小学校保護者会	67,176	59,068		126,244	126,244			126,244	甌島への渡航補助
14	高来小学校保護者会	93,300	49,616		142,916	142,916			142,916	甌島への渡航補助
15	副田小学校・入来小学校保護者会	89,110	69,220		158,330	158,330			158,330	甌島への渡航補助
17	水引小学校保護者会	86,527	67,733		154,260	154,260			154,260	甌島への渡航補助
18	可愛小学校保護者会	351,960	204,680		556,640	556,640			556,640	甌島への渡航補助
19	亀山小学校保護者会	327,280	194,540		521,820	521,820			521,820	甌島への渡航補助
合計		2,954,881	1,819,546	0	4,774,427	4,774,427	0	0	4,774,427	